

-労働保険の加入なら-

**美原狭山民商事務組合**へ

**お問合せ** 堺市美原区北余部40-27

TEL 072-361-5360



# 労働保険は**民商**の事務組合へ

安心

特別加入で

事業主（親方）と家族従業員も



## 労働者（職人・従業員）は1人から加入が必要です

法律では、常時、労働者（職人、従業員）を一人でも使用する事業主は、業種と規模を問わず必ず労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しなければならないことになっています。

### 民商の事務組合 3つのメリット!

- 1 事業主及び家族従業員も労災保険に加入OK
- 2 労働保険料を年三回に分割納付が可能。
- 3 事業主自身の事務処理が軽減され、安い費用で労力も省ける。

#### 「未加入」はご注意ください

労働保険や社会保険など未加入の事業主に対して、行政や元請けからの問い合わせが強まっています。

#### 納得の対策

雇用保険、健康保険・厚生年金の加入や諸手続き、従業員の源泉徴収の手続きもOK。

社会保障の充実で事業主も従業員も安心です。



無料相談ダイヤル **072-361-5360**